9月は屋外広告物美化強調月間です

屋外広告物の設置場所や大きさなどは、「まちの良好な景観の形成」と「公衆に対する危害の防止」のため規制されています。

問 都市計画課(☎826-1111 内線2266)

屋外広告物は許可が必要です

まちの良好な景観を創り出すため、屋外広告物の設置には、原則として許可を受ける必要があります。ただし、自家広告物(店名、営業の内容などを自分の住所や営業所などに表示する広告物)は、表示面積により許可がいらない場合があります。 ※許可手続きや許可基準など、詳しくはお問い合わせください。

違反広告物に対する措置、罰則

許可が必要にもかかわらず、無許可のまま表示したときは、違反広告物として除却命令の対象になるほか、最高で100万円の罰金が科されます。また、有効期間(最長3年)が切れた屋外広告物も、違反広告物として除却命令の対象になりますので、ご注意ください。

屋外広告物とは

常時または一定の期間継続して屋外で公 衆に表示される看板、立看板、はり紙、は り札、広告塔、広告板などです。



都市計画法に基づく区域区分・用途地域の変更

県と市で進めてきた、東筑波新治工業団地地区、高津地区、上高津団地地区の3地区の「区域区分の変更(市街化区域への編入)」、「用途地域の変更」の都市計画が、平成23年8月22日に変更・告示されました。また、東筑波新治工業団地地区、高津地区については、「地区計画」が同日に決定・告示されました。

問 都市計画課(☎826-1111 内線2266)、建築指導課(内線2488)

| 地区名 | 用途地域 | 建ぺい率 / 容積率 | 地区計画 |
|-----------------|-------------|------------|---------------------|
| 東筑波新治工業団地地区 | 工業専用地域 | 60%/200% | 東筑波新治工業団地地区計画を決定 |
| 高津地区 | 近隣商業地域 | 80%/200% | 高津地区地区計画を決定 |
| 1 上 品 津 団 地 地 区 | 第一種低層住居専用地域 | 50%/100% | 平成22年9月27日に上高津団地内のみ |
| | 第一種住居地域 | 60%/200% | 上高津団地地区計画を決定済み |



東筑波新治工業団地地区



高津地区・上高津団地地区

地区計画とは

地区ごとの特性に応じた良好な都市環境を形成し、まちづくりを誘導するための都市計画制度です。具体的には、建築物の用途や敷地面積の最低限度、壁面位置などを制限していて、建築物を建てるときなどに市への届け出が必要となります。

詳しくは、建築指導課にお 問い合わせください。